



1 専門部会等における協議・意見交換の進め方

- 高知県消防広域化基本計画の策定の検討に当たり、協議・意見交換が必要な事項を事務局（県）が提示。
- 事務局が提示した事項について、今後、専門部会（またはワーキンググループ）において協議・意見交換を行う。
※事務局が提示する事項以外についても、必要に応じて追加する。

2 主な協議・意見交換事項（案）

①総務部会

1 検討会全体の運営の総括に関すること

（1）スケジュールについて

→資料 3 のとおり

2 基本計画全体の取りまとめに関すること

→各部会の議論を踏まえ、基本計画全体を取りまとめ

→基本計画の記載事項は、以下の法定の項目を基本とし、検討会及び専門部会等での議論の結果を反映

＜消防組織法第33条第2項各号＞

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ① 消防の広域化の推進に関する基本的な事項 | ④ 市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項 |
| ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し | ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 |
| ③ 消防の広域化の対象となる市町村の組み合わせ | ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項 |

※推進計画（本県における基本計画）の変更の際には、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない（同条第3項）。

3 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること

（1）新法人の名称

→基本構想では、広域連合高知県消防局（仮称）

（2）本部の設置場所

→高知市に置くことについて検討



2 主な協議・意見交換事項（案）

①総務部会（続き）

3 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること

（3）広域連合の所掌事務のあり方

- 広域連合の組織のあり方（広域連合管理者会議、広域連合議会、選挙管理委員会、公平委員会、方面本部等）
- 方面本部の所掌事務（方面消防本部管理運営協議会のあり方を含む）
- 消防団及び消防水利に関する事務の所掌（所掌の範囲を市町村の任意の判断とすることで良いか検討）

（4）広域連合の組織ごとの定数配置について

- シミュレーションを参考にして、広域化後の組織体制及び定数配置の方向性の決定
（「広域連合発足時」、「通信指令業務の集約完了時」の2段階を想定）

＜参考：消防広域化に関する調査について＞

県では、令和7年度に、消防力の現状把握並びに広域化による効果及び影響のシミュレーションを、委託事業により実施することとしている（職員の配置や広域化後の組織の運営にかかる経費の試算を含む）。この中で、各消防本部へのアンケートや調査、ヒアリング等を予定しているため協力をお願いします。（委託事業者：一般財団法人消防防災科学センター）

（5）広域連合長や議会議員の選出について

- 市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任することについて検討

（6）給与及び階級制度等について

- 実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇を統一
- 職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討
- 各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本

（7）人事制度の運用について

- 統合後の人事異動の運用について、現行の15消防本部の管轄区域を超えた人事交流のあり方を検討
（多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定）
- 郡部の小規模本部において発生している人材確保難に伴う欠員への対応を検討
- 新規採用職員の募集方法や配置のあり方



2 主な協議・意見交換事項（案）

②財務部会

1 広域連合の財務、施設及び装備に関すること

（1）既存の財産及び債務のあり方

- 不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合へ無償貸与
- 一部事務組合の解散等の場合は、広域連合へ無償譲渡
- 広域化前の債務は構成団体に存置

（2）消防署・分署所、資機材等の整備計画・負担について

- （第 1 期（令和10～12年度）においては、）現状の40署所体制及び職員の総定数については現行水準を下回らないことを基本
- 資機材等の整備計画や負担に関すること（分賦金の算出に含めるのか、自賄い的に取り扱うか、経費ごとに検討）

（3）広域連合発足後の財務会計事務の執行体制について

- 財務規則、指定金融機関等の検討

2 広域連合の分賦金に関すること

（1）広域連合発足後の歳出及び分賦金について

- シミュレーション等を参考にして検討

（2）分賦金の算出基準について

- 「基礎サービス分」と「付加サービス分」のあり方
（分賦金は、基準財政需要額等により算出する「基礎サービス分」と、各市町村域における付加的な消防サービスを賄うための「付加サービス分」とで負担することを想定。「基礎サービス分」と「付加サービス分」の範囲に関して検討。）



2 主な協議・意見交換事項（案）

③消防業務部会

1 消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること

（1）広域連合発足による消防サービス水準の不均衡や高度化への対応について

→どのような取組によって、どのような形で住民へのサービス向上を図るかを検討

（2）部隊運用のあり方について

→現行の15消防本部が持つ部隊運用の権限について、広域化後の方面消防本部や署所の役割分担を検討

→大規模災害への出動体制、部隊運用等について検討

2 市町村の防災に係る関係機関との連携の確保に関すること

→消防団との連携のあり方の検討（広域化後における市町村長等の権限を含む）

→市町村の防災部局との連携のあり方の検討

④通信・システム部会

1 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合に関すること

（1）消防指令システムの統合に向けた移行計画について

→統合の有無による整備コスト差の検証

→移行スケジュール（現行システムの更新のあり方を含む）

→備えるべき高度機能、通信条件・環境の整理

（2）新たな消防指令センターの整備及び運用について

→センターの設置場所、整備費用

→要員の数、勤務形態など

（3）消防救急デジタル無線の整備計画について

→消防指令システムの統合と合わせて、消防救急デジタル無線の整備のあり方を検討

2 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること

（1）各システムの統合に向けた移行計画について

→各システムの整備のあり方を検討

→移行スケジュール（広域連合の発足前に新システムの設計や整備が必要）